

## 第26回農業ワーキング・グループ 議事録

1. 日時：平成27年10月14日（水）8:58～10:55
2. 場所：中央合同庁舎第4号館2階第3特別会議室
3. 出席者：
  - （委員）金丸恭文（座長）、岡素之（議長）、浦野光人（座長代理）、滝久雄、  
林いづみ
  - （専門委員）北村歩、本間正義、松本武、渡邊美衡
  - （事務局）刀禰規制改革推進室次長、小野規制改革推進室次長、山澄参事官
  - （内閣官房）情報通信技術総合戦略室 神成情報通信技術総合戦略室長代理（副政府CIO）
  - （農林水産省）経営局 奥原正明経営局長、栗原秀忠農地政策課長  
生産局 大野畜産部長、森牛乳乳製品課長
  - （説明者）全国農業会議所、独立行政法人農畜産業振興機構

4. 議題：
  - （開会）
  - 1. 農地情報公開システムの整備状況について
  - 2. バターの需給の現状について
  - （閉会）

### 5. 議事概要：

山澄参事官 それでは、これより第26回「農業ワーキング・グループ」を始めます。

本日は所用によりまして長谷川委員、田中専門委員が御欠席でございます。

それでは、以後、金丸座長に御進行をよろしくお願いいたします。

金丸座長 皆様、おはようございます。

本日も早朝より、また遠方より各委員の皆様には御出席賜りまして、ありがとうございます。

本日の議題は2つございますが、最初の議題は「農地情報公開システムの整備状況について」でございます。

昨年12月に農地情報公開システムについて、全国農業会議所からお話を伺いましたし、その後、4月ですか。第1フェーズが公開されて、かなりいろいろな課題が出てまいりまして、それもフィードバックもさせていただいておりますので、その後の進捗等についてお伺いしたいと思っております。

前回と同じく、農林水産省、内閣官房情報通信技術総合戦略室（IT室）の神成副CIOに同

席いただいております。

それでは、全国農業会議所から御説明をお願いいたします。

全国農業会議所 おはようございます。今ほど金丸座長からお話ございましたように、昨年12月に私どもが事業主体で進めております農地情報公開システムにつきまして、その後もいろいろ御指摘いただいております。こうした御指摘事項のその後の対応についてということが1つと、27年度、今年度からスタートしておりますフェーズ2の開発状況、これらを中心に御報告を申し上げたいと思います。

大変恐縮でございますけれども、先回もお答え申し上げたのですが、大変専門的な分野でございますので、担当の部署がきょうは同行しておりますので、担当の部署から御説明させていただくことをお許し願いたいと思います。よろしくをお願いいたします。

全国農業会議所 それでは、提供させていただいております資料に基づきまして御説明をさせていただきたいと思います。

まず1ページ目でございます。少し振り返りも含めまして御説明申し上げたいと思っております。

1ページ目の下の図でございますけれども、26年度開発というのが先ほど座長からもお話がありました、いわゆるフェーズ1というものでありまして、目的は、農地法に定められた公表すべき項目をインターネット等で公開していくということを目的として開発してきたという経過でございます。

下の段に至って、27年度以降にこれを開発するのだということになっておりますけれども、これがいわゆるフェーズ2でございます。公表項目に限らず全ての農地台帳の項目をインターネットで、クラウド上で農業委員会が活用し、なおかつ公開情報を更新していくことができるようにしていくということがこれの目的になっております。

2ページ目に入ります。現状のフェーズ1の状況をまず御説明申し上げたいと思っております。

左に少し絵図で表記させていただいておりますけれども、農業委員会では、年に1回、農地の利用状況等を調査し、その意向も把握させていただくということでございまして、これを農地台帳に記載して、全国農地ナビでも公開していくということでございますけれども、年に一度ということでございまして、ことしの本年度分につきましては、12月に改めましてデータを農業委員会から再提供いただいで更新する予定にさせていただいております。

3ページ目に参ります。具体的にインターネットで公表されるものはどういうものかということでもあります。一番上の四角を見ていただければと思いますけれども、公表する農地情報というものがございまして、これを右側のほうへプラスで、農地の地図でピンと表記しておりますけれども、圃場のおおむね中心に丸い形のものを設定いたしまして、これをクリックすると農地情報が見られるという仕組みにしておるところでありまして、現状、フェーズ1では公表項目のみの公開となっておりますけれども、フェーズ2になれば一番

下の農地中間管理機構さんにもさらに活用が進むのではないかとこのように想定しているところであります。

4 ページ目に参ります。現状の全国農地ナビのトップページを記載させていただいております。日本地図を模してありまして、全国の農地を検索できるような仕組みにさせていただいております。

5 ページ目に参りまして、先ほど説明いたしました具体的なピンのどういう形で表記されるかを示しております。具体的には写真の圃場のところに水色のピンが立ちまして、これの1つをクリックしますと赤く表記されまして、その上でこういう形での公表項目ということが記載のとおり見られるような形になっているというものであります。

こうした形のシステムをどう活用していくかを6 ページに記載させていただいております。フェーズ1システムの状況ということでございますけれども、今、圃場がきれいに基盤された農地を例えとして入れさせていただいておりますが、例えば中間管理機構の中間管理権が設定されている農地とそれ以外の農地が混在しているような場合、その次の農地集約をさらに進めていくという場合に、こういったことで、この農地は農地中間管理機構に貸したほうがいいねということで集約を進めていこうということが基本的な状況になっております。

そのフェーズ1の具体的な公表状況を7 ページに記載させていただいております。今回のインターネットで公表すべき農地については、これはあくまで推定でありますけれども、全国で約4,900万筆あると想定しております。現状の公開の筆数ですが、4,100万筆強という形になっております。これを農業委員会あるいは農業委員会を設置しない市町村、こういった形で農業委員会等ということで申し上げますと、事業に参加すべき団体数が1,684のところ、現状1,666です。先週末、もう一つふえまして1,667になっているところであります。先ほど申し上げましたけれども、こうした委員会から12月に改めて更新データを御提供いただくという経過になっているところであります。

8 ページ目を見ていただければ、現状の全国農地ナビがどれくらいアクセスされているかということが記載のとおりということになってありまして、全体的にはアクセス数がふえていっている状況になっているということでございます。

9 ページ目にいきまして、これがフェーズ1のシステムの全体構成ということで、これはあくまで御参考として提供させていただいておりますけれども、このフェーズ1を含めた全体のシステム構想が10ページ目になります。

10ページ目に記載しているシステムの全体構想がフェーズ1、フェーズ2、両方を含めた形での対応ということになってありますが、ここでポイントということで、右上の四角のほうをこし6月30日に閣議決定いただきました規制改革実施計画の中でも、1つにはニーズを把握した上で利便性・効率性をさらに向上させていくことということが1点目。2点目には、現況に基づく最新の農地情報をより速やかに反映できるような仕組みにしていきなさいということでいただいております。このことについてフェーズ

2 に関しまして現状の状況を11ページ以降、順次御説明申し上げたいと思います。

1つ目のユーザーニーズという観点でございます。このことにつきましては、この表のとおり、具体的には左側にユーザーを記載させていただきまして、その把握方法ということを実施時期も含めて記載させていただいているところであります。新規就農者については、私どもも含めて新規就農フェアというのを、新・農業人フェアとなっておりますけれども、これに参加させていただいて、ここでいろいろと皆様方から御意見をいただいておりますけれども、なかなかこういうシステムがあることがまだ新規就農希望者にも浸透していないという状況もございまして、いろいろと御意見もいただく状況にもなっているということでもあります。

さらに、農業参入の志向企業につきましては、私ども会議所のほうで企業の農業参入の促進のためのフェアを全国4カ所で開催させていただいております、こういう場を活用してユーザーニーズを把握させていただくということでございます。

さらに、現状の農業法人の経営者の皆様方にはアンケート等を実施させていただいておりますし、このたび、昨年から設立されました農地中間管理機構の皆様には、アンケートとともに幾つかシステムの関係で先進的な取り組みをされておられる都道府県の機構の方々にヒアリングをさせていただいているという形でユーザーニーズの把握に努めているという状況であります。

12ページ目にいきまして、ユーザーニーズの把握の状況ということで一覧表をつくらせていただいております。

具体的には下の欄で見させていただくとわかるとおり、赤い文字で記載させていただいているのが、いわゆるフェーズ1の改修で対応する、あるいは対応予定になっているもの。青色の字で記載させていただいているのはフェーズ2で対応予定のもの。紫字は今後検討をさらに深めていきたいという趣旨のものという形で分けさせていただいております。

その意味からしますと、上の欄を見させていただきますと、ユーザー、意向の後に機能の向上ということと情報拡充/基盤提供、非公開情報提供先の拡大という観点での対応ということになっておまして、既にフェーズ1の改修で実施したものであるということで申し上げますと、所在、地番を特定した検索機能ですとか、あるいは農地の詳細問い合わせ先の閲覧ですとか、これは9月の改修で既に終わらせていただいておりますし、農業法人の皆様からいただいておりますお気に入り登録の機能については、来年3月の改修の際に具体的にこれを実行できるようにしていきたいというように考えております。

では、13ページへ移っていただきまして、先ほどの内容をさらにユーザーニーズ別対応方針という形で表記させていただいております。ユーザーニーズとして赤字で記載されているのはフェーズ1等でやるということで、先ほどのお話のとおりであります。具体的に応答速度の向上ということも既に改修のほうで進めさせていただきましたし、操作ボタンの位置、形状の変更、項目の画面表示方法の変更、こういったものを既に改修で終わらせていただいております。

さらに操作性の向上ということでは、よく使われる検索条件の見直しですとか、検索操作性の見直し。耕作者整理番号による色分けの多色化といったことを実現させていただいております。とりわけ非公開情報の提供先の拡大ということで、農地台帳及び農地地図情報の活用を図りながら、具体的にはフェーズ2でこれは対応していきますということを記載させていただいております。

14ページに参ります。先ほどのユーザーニーズのうち、提供先が異なる新たな情報の拡充という観点で申し上げますと、土壌情報、地理情報、気候情報等、記載のとおりでありますけれども、上3つにつきましては、フェーズ2の稼働の初期の段階でこれを対応していく予定とさせていただいております。

15ページ目に参ります。さらに非公開情報と言われるものでありますけれども、簡単に申し上げますと、いわゆる個人情報に該当すべき内容でございます。個人情報が農地台帳には相当数あるわけでありまして、このことについての対応の根拠となる法律等を記載させていただいております。

なお、私ども全国農業会議所並びに都道府県農業会議につきましては、来年4月、法改正が施行されます。ここで法律上、農地情報の提供、収集というのが位置づけられましたので、これをもって個人情報も含めた農地情報の具体的な取り扱いができるということで対応してまいり所存でございます。

16ページをお開きください。先ほどの機能の関係のところであります。具体的には、フェーズ1の段階では検索の速度が遅いのではないかという御指摘もいただけてきたところであります。こうしたものを改善していくということを改修でも行ってきたわけでありまして、具体的にフェーズ2においては個人情報も含めた農地台帳に記載される全ての情報が一元化されますので、情報量が当然ふえていくという経過になります。この情報量の増加に伴った具体的な操作性の向上というところをフェーズ1での経験を踏まえながら対応してまいりたいと考えているところであります。

そうした内容を踏まえまして、17ページに、もう一つのポイントであります現況に基づく最新の農地情報の速やかな反映をとということについて17ページ以降に記載させていただいております。農業委員会は原則的に毎月、総会等で権利移転を決定しておりまして、この内容、具体的に全ての農地台帳の項目を御提供いただいて、クラウド上の農地台帳でこれを更新していただきますと、フェーズ1でつくった具体的な公開前システムのほうへ行きまして、これが実際に皆様方に最新情報として提供させていただくという経過になっておりまして、今のところ、入力の後、翌々日には最新の情報が見られるような形を想定して基本設計等を詰めておるところであります。

18ページ目でございますけれども、そうした形で申し上げますと、先ほどのフェーズ2のシステム設計、開発の調達範囲という形で記載させていただいておりますが、フェーズ1で作成したものが青い円筒のもの、赤い線で記載したのが今回の調達範囲ということになっておりまして、フェーズ1で構築しましたものを資産を活用しながらフェーズ2も構

築していくという予定にさせていただいております。

19ページに移ります。私どもの全国農業会議所でも、フェーズ1、フェーズ2を通じて体制を整備し、対応していくということで考えているところであります。フェーズ2コンサルも決定した後、前回、12月のこの場での御指摘もありましたフェーズ2事業者の選定についても、年度が明けた後に対応させていただいた経過でございます。

20ページ、21ページにスケジュールを入れさせていただいております。現在が10月でございますけれども、9月から本格的な設計開発が進んでおりまして、現状、まだ承認は終わっておりませんけれども、基本設計がほぼでき上がった状況であります。

そうしたことを踏まえまして、21ページの今後のスケジュールということであります。先ほど来から申し上げておりますとおり、28年4月から私ども会議所が農地情報の非公開情報、個人情報、こうしたものを取り扱えるようになりますので、4月以降、データ収集を進めていく所存でございます。

22ページ目以降は、現在のフェーズ2の事業体が入札の際に提供いただいた提案書の内容を抜粋させていただいておりますので、これは参考までということで、説明については以上で終わらせていただきます。

金丸座長 ありがとうございます。

それでは、質疑応答に移りたいと思います。

最初に、御出張間近の神成先生からお願いいたします。

内閣官房IT室 御配慮ありがとうございます。内閣官房で政府の副CIOをやっております神成でございます。よろしくお願いいたします。

幾つか現在の御説明いただきました内容に基づきまして、私からコメントと意見を述べさせていただきます。

まず、私ども前回の規制改革会議にもお呼びいただきましたけれども、とにかく昨年来ずっと私どものスタッフが一緒に入りまして、今年の4月にフェーズ1が稼働されたというのは1つ山を越えたのかなど。それは会議所様の御尽力もあり、よかったなと思っております。

このプロジェクトを考えてみますと、今まで全国の農業委員会が個別に管理、整備していた農地台帳と地図システムを初めてクラウド上で統合する。そして、それによって経営規模の拡大や新規参入を希望する農地の受け手、今後の受け手が必要とする情報を今回のフェーズ1の公開システムに容易に連携する基盤をつくるということと、またシステムを集約化することで運用コストの大幅な削減をすることが期待されておりますので、その辺をきちんと引き続き見守っていただく必要があると思っております。

フェーズ1に引き続いてフェーズ2に関しましても、今、御説明いただきましたように非常にタイトなスケジュールでございます。ぜひ全国農業会議所様がイニシアチブを発揮していただいて、プロジェクト管理を行いながら一つ一つの課題を着実に解決していただきたいと思っております。

その上で、私ども繰り返し申し上げていることも含まれておりますが、特にこの場をかりて主に3点、今後、ご確認、ご検討いただきたい事項を申し上げたいと思います。

1つ目が、まず、ユーザーニーズの徹底的な把握と機能への反映でございます。既に御説明いただいておりますように、ユーザーニーズの把握を初めに実施していただいておりますが、主に既に農業に従事されている方を中心としたもの、あるいはインターネットユーザーの主にインターフェースの機能改善は見られるのですが、実際に経営規模の拡大や新規参入を希望するような農地の受け手、その方がどのような情報を欲して、あと、どうすれば実際に農地の集約化が図れるのかということをごきちんとして把握した上で、それに対応した機能を反映していただくようもう一回見直していただきたいということが1点目でございます。これは先ほどのまさに閣議決定の資料にも含まれている内容かと存じます。

2点目でございます。これは非常に重要なことではございますが、ベンダーロックの排除ということと、システムのオープン性というものをいま一度見直していただきたいと思っております。前回も座長から御指摘いただきましたが、地図を含めてベンダーロックになっていないのか。そして、今後の拡張に伴いベンダーロックにならないのかということをもう一度見ていただきたい。

今回の説明資料の14ページ、15ページのところに、さまざまな連携の項目が含まれております。特に14ページのほうに、ユーザーニーズに基づく利便性・効率性の向上とございますが、先ほどの1つ目の項目とある意味矛盾するようでございますが、こういうシステムの構築でやってはいけないのは、むやみやたらとユーザーニーズを踏まえて機能膨張するということであり、やるべきではないと思っております。

民業圧迫の観点、それから、我が国の農業というのは地域ごとに既にさまざまな地域特性を踏まえた農地の利活用を含む拡張をしているところもございます。今回のシステムは、そういう各地の独自のシステムのプラットフォームとして本来あるべきものだと思っております。このプラットフォームを活用することで、現在、この分野に入っているさまざまなベンダーさんが、このプラットフォームを活用したシステムを提供することで、各地の農業に関わる方・算入される方が独自のシステム・機能が欲しいというときに、より安価に入手できるようプラットフォームとしてあるべきものだと思っております。これは私ども繰り返し申し上げますが、14ページにある例えば土壌情報、地理情報、気候情報等を現在は本システム内に取り込みという検討がずっと続いておりますが、これが本当に本システムに全部取り込む必要があるのか。これらの機能を全て取り込むことはそれぞれにコストを要しますし、維持管理コストも非常にがかかります。それを一律的に国が負担することは民業圧迫ではないのか。そうではなく、それぞれのベンダーさんが、あるいは各地で独自に取り組むようなプラットフォームを提供することがこういったシステムの本来の姿だと思っております。それも含めた、いわゆるプラットフォームとしてのオープン性、APIの公開を含めたものとして機能いただく。国の予算を使っていることを踏まえれば、やはり全てを丸抱えすることは余りに費用がかかり過ぎますし、今後の農業の発展に

ならないと思っております。そういうようなプラットフォームとしてのオープン性をきちんと考えていただきたいのが2点目でございます。

3つ目がシステムの運営主体のことでございます。フェーズ1から私どものスタッフがフェーズ2を含めたこれまでのシステムの開発の状況を見ている中で、さまざまなプロジェクト遂行上の課題が出てまいりました。実際、リスク分析からプロジェクト計画の策定まで、私どもかなり見直しをお願いしております。その中で先ほど御説明いただきましたように、委託しているコンサルティング会社はかなり主導権を持っていただいて、何とか今までやってきていたのですが、一方で、失礼ですけれども、同じことを来年4月から全国農業会議所ができるのかということ、正直なかなか厳しいのではないかと私どもは認識しております。やはり今後稼働後も公開情報の利用者、つまり先ほど申し上げました、経営規模拡大を目指す農家・の業法人、新規参入者とかからのニーズにきちんと答えて、あるいは当然技術の改変、進展に伴い、オープン性を維持しながらベンダーロックも排除していくということをきちんとやっていくためには、全国農業会議所できちんとした運営体制をとっていただく。あるいはそれが難しい場合であれば、それをどのように対応するかということも含めた検討をきちんとやっていただかないと、いわゆる作ったまま最初はいいのだけれども、その後どんどん使われなくなってしまうシステムということになりかねませんので、そういったことを踏まえたプロジェクト管理運営体制というものをぜひ今年度中に具体的に計画いただいて、示していただきたいと思っております。

以上、3点でございます。どうもありがとうございました。

金丸座長 ありがとうございます。

私から神成先生に確認させていただきたいのですけれども、今の話はまとめて言うと、このままの延長線上で行けばうまくいくと思っているのか、それともこのままの延長線上ではうまくいかないと思っているのかについてはいかがなのですか。

内閣官房IT室 このまま実行されていく場合には、ある一定の成功を当初はおさめると思っています。ただし、その後も結局は細かな地域特性、先ほど申しましたオープン性というもの。つまり、当初の目的の機能はある程度果たされると思いますが、その後の維持管理コスト、ベンダーロックの排除、懸念すべきはオープン性に伴って、この分野全体の活性化に資するために十分かと言われると、もう一步の改善が必要ではないのかというのが私のまずお答えですし、体制に関しましても、それを牽引していくためには農業会議所さんの体制をより拡充なり、あるいは代替手段、何らの手段を講じる必要があるのかというのが私の答えでございます。

金丸座長 技術上の問題点はそんなに感じてらっしゃらないのでしょうか。

内閣官房IT室 技術上の問題点は、繰り返し指摘しているのですが、なかなか時間が無いと言われて、オープン性もかなり繰り返し指摘させていただいているのですが、やはり取り込みますという状況になってしまっているのが、抜本的にきちんとオープン性を大事にすべきだということを打ち出すべきだと思っております。この分野は複数のベンダーさん

がシェアを削っておりますので、この業界を変えるためには、各地の農業委員会あるいは農業法人さんがこれをプラットフォームとして拡張して使うような状況をつくらないといけないと思うのです。そのプラットフォームとして使えると思っていますので、そのためにもいま一度オープン性というものを考えていただくべきだと思っています。

金丸座長 ありがとうございます。

引き続きIT室も御支援賜りますように、改めてお願い申し上げます。

内閣官房IT室 ありがとうございます。

済みません、私、これで言い逃げみたいになってしまいますが失礼しまして、この後、うちのスタッフがかわります。

金丸座長 それでは、それ以外の皆様から御質問、御意見がありましたらお願いいたします。

松本専門委員、お願いいたします。

松本専門委員 説明ありがとうございます。

今、御指摘のあった部分も含めてなのですが、この農地の情報をいろいろ見ていると、例えば栽培の情報だとか、農薬の使用歴の閲覧とか、そういったものがどんどんくっついていくような感じになるのですが、生産者によってはそこをオープンにしたい、要は農業会議所にデータを送りたくないといった場合にデータを取り込むということが条件になると非常に生産者にとってはそこは変えてくれないのかという話にもなると思いますし、今、生産者の方々、法人の方々というのは基本的にいろいろな生産管理システムを使ったり、自分でそういうシステムを開発してスタンドアローンのシステムで農地情報だけを欲する場合とかというのも多分あると思うのですが、本来、我々ユーザーの立場からすれば、あくまで農地の情報、今、この農地がどういう状態なのかという情報さえいただければいいだけの話であって、その他もろもろについてまで農業会議所がとる必要が果たしてどこにあるのかと思うのですが、その点はいかがでしょうか。

金丸座長 お願いいたします。

全国農業会議所 1つには、私ども会議所が今、皆様方に全国農地ナビで御提供させていただいているのは、農地法等で定められた項目をインターネットで公開していきなさいという義務が発生しておりまして、このことについては御理解いただけるものだと思っておりますけれども、この後の内容については、1つには先ほどのテーマといたしますか、ポイントの2つ目として、いわゆる更新した情報を速報性といいますか、ある程度リアルタイムで見られるようにしていきなさいという趣旨かと理解しておりますけれども、これをやるためにはクラウド上に農地台帳の全ての情報を入れさせていただいて、総会等の決定事項、更新業務をすることによって、初めてそれが公開の領域のほうへ入って、公開できるような仕組みにしていきたいと思っておりますけれども、御指摘の例えば農薬の履歴ですとか、こういったユーザーニーズ、とりわけ新規就農者等には、無農薬栽培をやりたいですとか、こういった御意向もあって、その辺を知りたいというお話もあるわけでありま

すけれども、現状としてはすぐさま取り込むということは想定しておりませんで、松本専門委員がおっしゃっているような農家サイドの立場でもそういったお考えもあろうかと思っておりますので、連携できる内容か、あるいはこういった形で提供するのが適切かというのは、さらに検討させていただければと思っております。

金丸座長 どうぞ。

松本専門委員 いつもこういうシステム関係で、私たちは行政の皆さんとか行政からそういう委託を受けてらっしゃる方々の考えてらっしゃる考え方と実際の現場とかなり乖離していることが多々あるわけです。

先ほど指摘が神成先生からあったように、我々ユーザー側が非常に使いやすいと感じるとシステムの稼働率はすごくよく上がると思いますので、例えばベンダーロックの解除という話、御指摘もありましたけれども、このベンダーには情報提供して、このベンダーには提供しないというようなことがあって、例えば民業の中でも大手さんだけがこの恩恵を受けられるかということがないようにだけはくれぐれも我々のニーズをしっかりと把握していただいた形でやっていただきたいと思いますし、実際、フェーズ2が稼働する形になってきたときに、できるだけ多くの方々に公開していただいて、特に耕作放棄地とか不在地主の問題等もありますけれども、できるだけそういう方たちにも目に触れるような形にして、農地の流動性を高めるような方向に持って行っていただきたいと思いますので、よろしく願いいたします。

全国農業会議所 了解いたしました。

金丸座長 ありがとうございます。

渡邊専門委員、お願いします。

渡邊専門委員 そうしますと、1つ確認になるのですが、先ほどの神成先生からの御発言の中で、14ページの情報基盤の拡充に関して、オープンにやっていきたいと思いますということをお願いしているのだけれども、それは取り込みますということでしたという御報告があったように記憶しておりますが、ただいまの説明をお伺いするとそれとは逆で、必ずしも取り込むと決めたわけではなくて、オープンにするか、取り込むかはこれから今後の検討でフラットに考えていく。そういう理解でよろしいでしょうか。

全国農業会議所 14ページの表で申し上げますと、上の3つの土地、地理、気候ということに関しましては、具体的な提供元と既に交渉をいろいろとさせていただいております。

1つには、例えば土壌情報ですと、既に土壌の情報を全国でインターネットで公開しているという状況がございます。これを少しレイヤーとして重ね合わせて提供することが適切かどうかというのは、今後のシステムの基本設計も含めまして具体的な検討が必要かとは思っております。

現状の状況では、この3つは全国農地ナビでは見られるようにしていきたいとは考えておるのですけれども、今の神成先生のお話も踏まえまして、その取り込み方といいますか、見せ方については検討が必要かと思っております。

渡邊専門委員 そうすると、上の3つは取り込む方向で検討中で、見せ方をどうするかということを考えてらっしゃる。4点目以降については、まだ何も決まっていないという理解でよろしいのでしょうか。

全国農業会議所 具体的にどちらの組織や団体の方々とお話をしていくかということも含めて、現状を検討させていただいているという状況でございます。

渡邊専門委員 済みません、お話ししているというと、もう取り込むことが前提のように聞こえてしまうのです。

全国農業会議所 取り込むことを前提とした場合に、どういうところこのデータ元提供をいただけるかということはまだ判然としていないという趣旨でありまして、具体的に取り込み方ということではいいますと、1つの項目をクリックしますと、そちらのホームページに飛ぶとか、そういったこともあるのかなとは思っておりますけれども、これを全て今取り込むということではなくて、これはあくまでユーザーニーズがこれだけあったという状況で羅列させていただいているという経過でございます。

渡邊専門委員 神成先生からのお話にもあったとおり、ユーザーニーズに対応すればいいというものではないですし、これは公共の基盤として農地基本台帳の情報を完全にフォローしていく。それ以上のことに対しては、むしろ民間の創意、活力を活用していくという、そういうオープンな開発をぜひお願いしたいと考えておりますので、よろしく願いいたします。

全国農業会議所 了解いたしました。

金丸座長 ありがとうございます。

本間専門委員、お願いします。

本間専門委員 御説明ありがとうございました。

今後の拡充する場合の情報の問題、ニーズということになるとは思いますけれども、基本的に物的な情報といいますが、あるがままの情報というのは把握できるのかなと思っておりますけれども、経済情報についてどう考えるかということで、特に農地の流動化といった場合に地代情報等々というのは非常に重要になってくると思います。個人情報等々にかかわることもあるかと思うのですけれども、以前、農水省さんのほうからは特に中間管理機構を通じた賃貸借の場合には、地代等々の情報も提供するというお話があったかと思うのですが、そうした経済情報の情報収集あるいは公開について、将来的にどのようにお考えかお聞かせください。

全国農業会議所 私どもの農業委員会の系統組織では、現場の農業委員会では、昔は小作料ということで公表しておったわけですが、標準小作料という形で一般に地域に公開しているものだったのですが、現在は賃貸借情報ということで参考的に、あくまで正直申し上げますと借りる側と貸す側が具体的に交渉して決めるべき事項であるということで、現状は参考情報として提供するような仕組みになっておりますので、これを具体的に対応していく方向で検討していきたいというように思っております。

全国農業会議所 補足しますと、実態の状況を農業委員会が調べまして、それを参考に情報提供するというのは今もやっておりますので、それをどうこれにやるかということは先生の御指摘で検討すべき話だと思います。

金丸座長 よろしいですか。

では、北村専門委員、お願いします。

北村専門委員 11ページの効率性の向上、利便性を上げていこうというお話の中で、非常にいいシステムができて活用が目先がないとなかなか活用の効果が上がらないと思うのです。使うほうが中身をよくわからない現象というのは農家の場合は非常に多いわけですから、こういう運動、PRあたりは徹底的に、今、ここに書かれているものだけではなく、もっと広く農家の方々に向くようにやっていただきたいと思います。地域におりますと大体の情報はわかっているわけなのですけれども、ただ、外へ出る人、あるいは新規の方々はどこを頼っていくかというところでは迷う場面が非常に多いし、ややもすると特異なところに行きますとはじき出されるような話がきょうまであったわけですから、もう既にこういうものがあるということが前提になって、いろいろな方が気楽に参加できるようなことに十分配慮するとともに、こういうPRをもっともっとやっていただきたいと思っています。

金丸座長 どうぞ。

全国農業会議所 北村専門委員のおっしゃるとおり、卑近な例を申し上げますと、私の周りにも、出て来られて郷里に農地をお持ちであるという会社の経営者とかたくさんおられます、そういう話をPRしてあるのでありますけれども、これを開かれまして、田舎の郷里に最近年に1回しか行かないが、具体的にそういう姿も目に入るようになったということで、大変関心のあるお話も何うようになってきました。ますますそういう面であらう都市においても、そういう観点で、農村ばかりではなくて、都市においてもそういう方々にPRということを進めてまいりたいと思っております。

金丸座長 ありがとうございます。

浦野座長代理、どうぞ。

浦野座長代理 今、各委員がおっしゃったこと、私もそのような関心を持っているのですが、もう少しベーシックなところをお伺いしておきたいと思ひまして、農業委員会によって差はあるのでしょうかけれども、今回、私も農地ナビで、私、今、農業地帯に住んでいますので、幾つか実態を見ました。そうしたところ、たまたま私の周りの農業委員会、2つの農業委員会のところが遊休農地ですら調査中という回答になっているのです。現場を見に行くと、明らかにかなり前から何も行われていないというのが私のような素人でもわかる。それが調査中みたいになってしまっているのです。

そうなると、遊休農地ですらそんな状態だと、今後のいろいろな情報について、農業委員会以外から提供されるデータについては別にしまして、農業委員会が調べていこうと思うような、先ほど本間先生の話があったような経済的情報とかというようなことになって

くると、かなり委員会によって差が出てくるような気がしまして、その辺の指導をどのようにやっていくか。卑近な例でいきますと、カーナビがありますね。カーナビの業界は私、かなりつき合いがあるものですから、あれも本当に調査員の方々が日夜1つずつ回って、ですから、50階建のビルでも50階分のどこにどんな会社が入っているかということは情報としてすぐ出てくるわけです。

本当に調査員の方々が相当な更新をしていかないといけないので、どこまでこれから今後農業会議所がかかわって、ここから先はそうではなくて各ベンダーさんというか民業がやっていけばいいのだという、その辺の切り分けのところを現時点ではどのように想定されているか、お聞きしたいと思います。

金丸座長 お願いします。

全国農業会議所 調査中という項目が散見されるという御指摘かと思っております、実はこのことについては、ことしの4月に稼働したということが1つと、農業委員会は実は年に1回、利用状況調査をやりなさいということで法律的に義務づけられた事務がございます。実はそれがまだ今年度全部終わって、そのデータを更新ができていないという状況がございまして、夏に農水省さんからも具体的な指導通知が出まして、きちんと利用状況調査、意向調査というのを行った上で、その結果を全国農地ナビに反映しなさいという御指導をいただいております。これに基づきまして、どうしても細かにデータ入力するというお時間も必要になってまいりますので、先ほど少し御説明させていただきましたけれども、そのところは12月をめどに、皆様方農業委員会から改めてデータを御提供いただいて、更新して、何とか年明けぐらいにはそういった「調査中」を解消していきたいということで、今、想定させていただいております。

金丸座長 どうぞ。

全国農業会議所 もう一点、今後の対応でありますけれども、横展開といいますか、レベルの底上げということに尽きるわけです。1,700の農業委員会で、おっしゃるとおり、いろいろと差があるというのは事実だと思います。地域の状況も違いますので、均等ではないのでなかなか難しいというところがございます。

そこで、私ども、来年の4月から改めて組織の変更をする、そして、支援組織として新しいスタートを切るという使命をいただきましたものですから、そういう面で改めて気を引き締めてそういうサポートを取り組んでまいりたいと思っております。

金丸座長 ありがとうございます。

林委員、お願いします。

林委員 ありがとうございます。

まず、この農地情報公開システムを開発するのにコスト、予算はトータルでどのくらいかを確認したいと思います。その上で、農地情報公開システムの目的というか内容ですけれども、スライドの3の一番上の箱にあります「全国農地ナビにより公表する農地情報」。ここに書かれている7項目、これを地図とともに表示することにより、農地の受け

手、規模の拡大や新規参入者の希望者にこういった情報を伝えようということが目的なの  
であると思います。コストと時間の点を考えて、この目的を達成するためにまず必要な情  
報を入れるということが、先ほどIT本部の神成さまがおっしゃったように先決であると思  
います。スライド14のさまざまな情報は、たとえ現在、業者さんでそういうものがある  
としても、それを、このシステムに入れるかどうかという話は、その次のステージで考える  
べきことなのではないかと感じました。

次に、農業委員会の入力との関係で質問します。フェーズ2の運用開始時期は、来年4月  
と伺っておりましたが、先ほど、最後のほうの御説明の中で、非公開情報も含めた再度の  
データ入力に4月以降というようなお話も聞こえたので、そうすると、実際にフェーズ2  
に各農業委員会が入力して、フェーズ2情報が使えるようになるのはいつなのか。その点  
を確認させていただきたいと思います。

金丸座長 お願いします。

全国農業会議所 御指摘のコストのお話がまず最初にあったかと思えます。

資料の1ページ目、表の上のほうに、システムを2段階に分けて整備という表現の  
ところ、25年度補正予算として69億円を措置していただきまして、これは基金事業という  
ことになっておりまして、一定の目的が達成できるまで複数年にわたって支出ができる  
ということになっているのですけれども、システム開発に関しましては、おおむねこの  
予算を活用して、この範囲内で開発をしていくという予定にさせていただいております。

2つ目に、農地台帳の公表項目ということでありまして、先ほど来からお話の  
とおり、この公表すべき項目のところ、まだデータが入っていないところも確かに散見  
されるところでありまして、委員がおっしゃっているとおり、これをまず解消しなければ  
いけないという判断のもとに、12月に改めてちゃんとデータを入れてくださいということ  
を踏まえて、改めてデータを収集させていただこうと考えているところであります。

最後にフェーズ2のスケジュールの御質問をいただきました。21ページのところだと理  
解しておりますけれども、具体的にどういようにするのだというお話かと理解して  
おりますけれども、システムそのものは27年度中、要するに来年3月までには完成  
できる予定にさせていただいておりますし、一応の予定では来年2月後半以降、  
モデルケースでシステムの検証をいろいろ、いわゆる仮運用というものを  
実行させていただいて、4月には稼働できますよという状態にさせていただ  
こうと思っております。

その上で、法律改正が施行された私ども会議所が、データを個人情報も含めた  
形で取り扱うことができますので、これを順次、データを取り込んでいこう  
ということになりますけれども、これは各農業委員会ごとにデータ移行  
ということになりますので、その場合、農業委員会が移行していただ  
ければ当該農業委員会はすぐにフェーズ2として活用ができる  
ような形になってまいるといってございませう。

唯一、1つあるのは、委員からも御指摘のとおり、これは農業委員会の事務  
ではございませうけれども、個人情報となりますと市町村の保有する  
個人情報ということになりますので、

どうしても市町村長様に御理解をいただくような形で進めていかなければならないと考えておりました、その理解のための取り組みを半年近く、これからさらに進めてまいりたいと考えているところであります。

林委員 結局、お尻はいつ切るのですか。

全国農業会議所 失礼しました。私どもの予定としては、来年8月にはほぼ移行が完了するという予定にさせていただいております。

金丸座長 よろしいでしょうか。

では、岡議長、お願いいたします。

岡議長 ありがとうございます。

当たり前のことを申し上げますけれども、我々規制改革会議として、農水省と一緒に、とにかく農業を元気な農業になればいけない、魅力のある農業にしなければいけないという目的のために、いろいろな角度、いろいろな視点で議論を進めている中で、きょうのこのテーマも、そのための重要なツールとしてしっかりと機能するようにしていただきたいと思います。先ほどIT戦略室からの指摘もございましたけれども、要は使い勝手のいい、そして、当初の目的である、農地が効果的に集約、集積されるところにつながっていかなければ意味がないわけでありまして。今おっしゃられたように、いろいろな課題はあるのかもしれないけれども、その課題はぜひ関係者で乗り越えていただいて、是非、このツールが効果的に動くような方向に進めていただきたいと思います。

データを最新のものにしていくことは大変重要なことですので、現状に満足しないで、ここをこう変えたらもっとよくなるというようなところがあれば、どんどん課題提起をしていただいて、関係者で解決していくというように、是非このツールが有効活用されるようにしていただきたいと思います。よろしくをお願いします。

全国農業会議所 岡議長から心強い後押しの援護射撃をいただいたと思いますので、頑張りたいと思います。よろしくをお願いいたします。

金丸座長 もちろん後押しもあるのですけれども、ちゃんと責任も果たしていただきたいという要望でございます。

全国農業会議所 当然であります。

金丸座長 滝委員、何かございますか。よろしいですか。

滝委員 TPPも頑張りましたし、魅力ある若者が本当にこぞってやりたくなる産業にできると思うのです。期待して、大して私はお役に立っていませんけれども、応援団の一人として頑張りたいと思います。

金丸座長 皆さんの期待が大きいということは再確認していただいたと思いますが、私から最後に幾つか、私の専門分野でありますので、技術的な視点で質問させていただきたいのですが、フェーズ1のシステムを触らせていただいて、先ほど来出ている検索のスピードに制約があり、そのスピードに制約があるので、実はユーザーインターフェースの検索のあり方に制約を設けているというのが今も続いているわけですね。

16ページに記載されているような改善が随分なされたと思うのですが、具体的にテーブル構造の見直しとインデックスの改善のところを、前のテーブル構造はこうだったのだけれども、今回、ここをこんなふうに改善しましたというのと、同様にインデックスも、前回のインデックスはこうだったのだけれども、このインデックスをどのように張り直したか、あるいは改善したかというのは具体的に業者さんにお聞きになられたり、コンサル会社に聞いていただいて、教えていただきたいということです。このときにどれぐらいの改善がなされたのかということも数値でお示しいただければありがたいと思っています。

あと、このシステム全体を構成する技術要素の話ですが、先ほど神成先生からもベンダーロックインみたいな話があったのですが、個々パーツの技術に関して、提案者はこんな提案をしてきたのですが、全国農業会議所はコンサル会社も雇われて体制強化をなされて、全国農業会議所としても、この技術が最適であるということを選ばれたはずなので、その根拠を示していただきたい。例えば地図情報であったり、あるいはクラウドのテクノロジーに関して同様ですし、データセンターなどもそうなのかもしれませんが、全ての技術構成要素を洗い出していただいて、それをなぜ選ばれたかという根拠をぜひ示してもらいたいと思います。

それは全国農業会議所様に我々が託している1つの役割であって、だからこそ補強されるために専門家を契約なさっておられるので、その総合体制の中で今、申し上げたような質問がされたときにきちんと答えられるようにしておいていただきたいし、ベンダーロックインを排除するためには、今、申し上げた技術要素間の連携について、ブラックボックスがあってはいけないので、アプリケーションインターフェース、APIというような表現がありますけれども、APIというコンセプトの形状が今回このシステムのどこに用意されているのか。これについても別途、御報告といたしますか、教えていただきたいと思います。

フェーズ1の改善は、この表を拝見しますと9月29日に終了していると思ってよろしゅうございますか。また規制改革会議でもいろいろさわらせていただいて、使わせていただいて、皆さんの意見をまた再度聞かせていただいて、フィードバックさせていただきたいと思います。

フェーズ2に関しては、来年まだまだ時間があるものですから、途中経過といたしますか、きょう申し上げたような質問の内容も含めて確認をさせていただく機会を設けさせていただければと思います。

いずれにいたしましても、農地の利活用、遊休農地をいち早く発見して、それをしかるべき新しい担い手にバトンタッチしていくための情報としては必要不可欠なツールですので、ぜひ引き続き御尽力賜りたいと思います。

最後、農水省様から何かありますでしょうか。

農林水産省 いろいろ御指摘いただきまして、ありがとうございました。

農地の情報システムは、農地の中間管理機構をつくったときから大きな課題としてやっ

てきていることでございます。中間機構を本当に軌道に乗せていくために、誰でも農地の利用状況を見ることが出来る状況をつくらないといけませんので、これまでも会議所と協力しながらやってきておりますが、きょうの御指摘を踏まえて、さらに充実をさせて、使いやすいシステムにしていきたいと思っております。

このシステムが適切に稼働するためには、農業委員会がきちんと仕事をしていなければなりません。毎年1回の土地の利用状況調査をきちんとやることも当然ですし、その上で毎月権利移動の許認可もしておりますから、これをいかにアップツードーナものにしていくかということも含めて、この実態のところの機能がきちんとワークするように、さらに農林省としても指導を強化していきたいと思っております。

金丸座長 ありがとうございます。

それでは、本日の議論を終了させていただきたいと思っております。

本日もお忙しいところ、ありがとうございました。

(ヒアリング対象者交代)

金丸座長 よろしいですか。それでは、続きまして、議題2「バターの需給の現状について」に入ります。

農林水産省及び独立行政法人農畜産業振興機構から、バターの輸入の実務や国内流通の状況等についてお伺いしたいと思います。

それでは、御説明をお願い申し上げます。

農林水産省 おはようございます。農林水産省畜産部長の大野でございます。

資料2-1に基づきまして、まず私どものほうからバターの追加輸入の考え方を説明させていただきまして、そして、資料2-2に基づきまして、左におります独立行政法人農畜産業振興機構の小林総括理事から、実務の関係について御説明させていただきたいと思っております。

それでは、早速ですが、資料2-1「バターの追加輸入の考え方」、1ページ目をお開きいただきたいと思います。

バターの追加輸入の考え方ですが、国家貿易は2種類ございます。1つはカレント・アクセス。ウルグアイ・ラウンドに基づいて農畜産業振興機構が毎年度、生乳換算13万7,000トンのバター等を輸入する。義務的な輸入の部分でございます。もう1つが追加輸入でございまして、カレント・アクセスによる輸入を実施してもなお不足のおそれがある場合、生じる場合に機構が農林水産大臣の承認を受けてバター等を輸入するという枠組みになっております。

輸入の判断の時期、追加輸入を行うか、行わないか、あるいはどれぐらいの量を入れるのかという判断の時期ですが、私ども輸入決定時期を1月、5月、9月の3回に分けて判断させていただいております。1月は需給の見通し時期を夏までと目途を立てまして、4月以降、新しい年度の来る年度の需給を見通ししまして、カレント・アクセスによる輸入品、品目ごとの数量等を検討して、特に夏までの必要量を手当てするという考え方に立っ

て追加輸入の判断をしております。

5月でございますが、5月も年末まで見通すということにしておりまして、前年度の結果、3月末の在庫量等が明らかになっておりますので、その当該年度の需給を見直す。特に年末の需要期、これまでの必要量を勘案しまして輸入の実施の要否を判断させていただいております。9月、先月でございますが、これは年度末まで見通すということで、特に生乳生産の場合、夏場の暑さが消費のほうにも影響しますし、一方、暑いと乳牛がなかなかミルクを出さないというような状況もございますので、こういった夏の気象を踏まえまして年度末までの需給を改めて見通して、必要に応じて輸入を実施するというような段取りにしております。

3ページ目でございますが、追加輸入の位置づけでございます。上の吹き出しよりも下の条文のほうがよりはっきりしているかなと思いますので、そちらの下の箱で説明させていただきますが、加工原料乳生産者補給金等暫定措置法に基づきまして、第13条で、カレント・アクセスについて書いております。機構は、国際約束に従って、農林水産大臣が定めて通知する数量の指定乳製品等を輸入するとうたっております。その次に、この前項の規定によるほか、指定乳製品の価格が著しく騰貴し、また騰貴するおそれがあると認められる場合には、農林水産大臣の承認を受けて指定乳製品等を輸入することができるというつくりになっております。

上の箱の中に「なお」と書いてありますが、「騰貴するおそれがある」というのは生産条件、需給事情、物価、その他の経済事情を勘案して、指定乳製品の価格が著しく騰貴すると見込まれる場合、こういう場合に追加輸入を実施するという運用をさせていただいているところであります。

恐縮ですが、4ページをおめくりいただきまして、具体的に今年度どうのように判断したかということでございますが、まず5月でございます。5月に1万トンの追加輸入を決定しております。これは表を掲げておりますが、「Jミルク、一般社団法人ですが、こちらのほうで当該年度のバターの需給見込みというのを5月あるいは9月、こういった時期に公表しております。この中で初めの左のほうの生産量がA、ことしは生産量が伸びておりますが、それからカレント・アクセスによる輸入、売り渡し、これが第1四半期、第2四半期。そして、出回り量Cというのは需要と書くのが正確だと思うのですが、実際にこれぐらいの量が出回るだろうという予測でございます。国内生産のAと輸入の売り渡しのBと出回り予想を引いて過不足を判定いたします。そうすると、第2四半期、第3四半期、第3四半期末で8,200トンの不足。ここで在庫量が2万300トンとか1万8,000トンとか書いてありますが、これが急減する。8,200トン、在庫から取り崩すということが予想されました。

また、夏、この5月、判断した時期には、連休は非常に暑うございました。平成25年に猛暑で生乳生産量が減り、バターの生産量が減ったという経験がございますので、そのときに2,000トンほど減ったというのがございますので、需給の予測の分として、不足する分

として8,000トン、昨年末のようなバター不足という事態にならないように、あらかじめ夏の気候を見越して2,000トン、合わせて1万トンの追加輸入を決定させていただきました。

5ページでございますが、直近の9月の追加輸入の有無の判断の考え方をこちらに示させていただきます。9月25日に判断させていただきました。左のほうに、Jミルクの9月時点での27年度のバターの需給見込みを掲げておりますが、これによりますと生乳生産量、おかげさまで上向きました。それに伴いまして、バターの生産量。これはメーカーにお願いしているのもあるのですが、昨年と比べてプラス7%、年度全体を通してこういう見通しでございました。

在庫量につきましても、年度末の在庫量が昨年比2割増しの2万1,000トンという予想が出ました。ということで、右にバターの供給計画がございますが、4社合計というのは国内生産の分でございます。国内生産でも昨年度を上回る108%、そして、追加輸入の小物のバターを加味した場合に、対前年122%、不足しなかった25年度と比べても107%という状況でございましたので、9月時点でさらなる追加輸入は行わないという判断をさせていただきました。これがバターの追加輸入の考え方でございます。

農畜産業振興機構 農畜産業振興機構、私どもALICと呼んでいますが、その総括理事をやらせてもらっています小林でございます。

それでは、資料2-2に従いまして、早速説明させていただきます。

まずは、1ページ目をごらんください。ALICでは、国家貿易としてバターの輸入と売り渡しをしているわけですが、1にその基本的な考え方を示しております。この業務は加工原料乳暫定措置法に基づいて行っているわけですが、(1)の輸入の考え方は、今ほど農林水産省から説明のあったとおりでございます。

(2)の売り渡しについてでございますが、ALICでは輸入したバターについて、バターが不足する場合のほかに国内の生産条件、需給事情を考慮してバターの価格、消費の安定を図るために売り渡す旨の方針が農林水産省から示されておりまして、この方針に基づいてあらかじめ計画を定めて売り渡しを実施しているというやり方をしております。

その下に売り渡しの方法が書いてございますが、ALICの売り渡しにつきましても、一般競争入札で行うこととされておりまして、一般方式とSBSと呼ばれる2種類の方式で入札を実施しております。

2ページをごらんください。今ほどの2つの方式について内容を比較しながら取りまとめた資料でございます。左側の一般方式についてでございますが、この方式ではALICがバターを輸入して国内で在庫を一旦保有した上で売り渡すという形をとっております。輸入も国内の需給を見た上で市場に放出するなど、時期の調整が可能な方法ということになっております。この方法では、輸入入札について、価格の安いものからALICが順次落札をしていきます。対象となるのは25キロのバラバターと呼ばれる食品工場などで用いられる業務用の冷凍バターでございます。その後、にありまますようにALICが国内で保有いたしまして、放出すべき時期が来たら、にありまますように売り渡しの入札を行います。売

り渡しの入札は高いもの順に落札していきます。応札の単位は1トン以上としてごさいます。

右側のSBS方式でございしますが、これは輸入をする商社と売り渡し先となる事業者があらかじめペアとなって、輸入と売り渡しを同時に入札にかけるという方式です。事業者にとっては、契約が早目に決定して安心しやすい仕組みであり、品質・規格についても需要者の求めるものを輸入できます。ただし、その反面、需給緩和気味のようなときには必要となる時期の調整というのはいけません。SBS方式では、輸入価格と売り渡し価格の差額が大きいものから順次落札していきます。この間、ALICはバターを在庫として一時保有することはありません。27年度のSBS方式の入札では、小物バターと小物に加工される改装用バターを対象に加えて、約2,300トンの輸入をしています。これらは洋菓子協会などの小口需要者に供給されて直接利用されるものと考えております。

欄外に印で書いておりますが、この2つとも需要者につきましては、食品製造業者や、その組合、また、卸売業者など幅広く対象としておりまして、営業規模などの制限は設けてごさいません。

3ページをごらんください。SBS方式についてでございしますが、落札の決定方法のイメージを参考としてつけております。ALICの入札に参加するに当たりましては、輸入商社と需要者がペアを組んで、どのようなバターをどれだけの価格と量で入れるかということをおらかじめ決めて応札します。このときALICでは、予定している売り渡し予定価格、輸入予定販売価格の差額。この場合はこの図の赤字の矢印幅の100に相当しますが、これより大きな差額のものをお有効として、大きなものから順次落札、落札数量に達するまで落札するという手法でございします。

このページの下の方に、ケース1～5までの落札があつて、差額引くの大きな順に並べてごさいます。図では矢印がその差額の幅になります。予定落札数量が1,000トンでございしますから、それに達するまで、この場合はケース1、ケース2の全量とケース3の途中数量の100トンまでが落札ということになります。差額の小さいケース4は不落となります。ケース5は差額が予定差額より小さいということで無効となります。このようなやり方を実施しているということでごさいます。

4ページをごらんください。本年度の一般入札による入札の状況の資料です。カレント・アクセス、追加輸入で既に1万2,800トンのバターを輸入していますが、そのうち5,520トンを2月と6月に一般方式で輸入しております。

2月の輸入入札分については、7月に全量売り渡しをし、6月分については、本日と11月12日で売り渡しを完了する予定となっております。なお、入札後は、バターはすぐに落札者に引き渡されるということになってございします。

資料には2月の輸入入札と7月の売り渡し入札の結果を参考として載せてございしますが、このように私どものホームページで落札者、または落札価格を公表しているということをしてございします。

5 ページ目をごらんください。SBSの入札の状況についての資料でございます。輸入した1万2,800トンのうち、7,280トンがSBSで輸入しました。小物バター、改装用バターは点線の囲みでございますように、2月に280トン、6月に2,000トン輸入しました。

6 ページをごらんください。ALICではバター輸入において売り渡し価格と輸入価格の差額をマークアップとして徴収して、加工原料乳補給金など、国内の酪農産業の保護に活用しております。乳製品の国際価格、国内の相場との関係から、マークアップは大きく動きまわりますが、過去5年の単価は表のとおりでございます。1キロ77円、649円の幅で動いております。

7 ページをごらんください。一昨年来のバター不足が指摘されまして、輸入対象として規模の小さな洋菓子店でも利用可能な小物バターを6月に2,000トン輸入してございます。これらにつきましては、年末の需要期までに末端の利用者となるパン屋さん、洋菓子屋さんに着実に流通するように、落札者に対して12月11日までに落札者からその先に売り渡すという旨の誓約書と販売計画の提出を求めています。今後は、この実績の報告を求めるとともに、調査を行うこととしてございます。今まではこのように販売期限を設けて、その実績を把握しようというような仕組みは私ども持ち合わせてございませんでした。

8 ページをごらんください。8 ページの下表にございますように、本年度は小物バターの2,280トンがALICから需要者に売り渡してございますけれども、9月までに既に958トンが落札者の手を離れて市中に出回ってございます。10月から12月、つまり、これからの話になりますが、1,310トン、これは大体5キロものの小物バターだとしますと26万個ぐらいの大きなボリュームになりますが、これが市場に出回る予定となっております。

9 ページをごらんください。最後に、バラバター、大きな25キロもののバターでございますが、国内流通についての資料でございます。これらは製菓、製パン、加工油脂等の製造に仕向けられるほかに、乳業メーカーにも相当量仕向けられます。

右下の黄色の囲みに書いてございますが、乳業メーカーでは輸入バラバターは乳飲料などの原料として自分自身が利用するということがございます。これによって、彼らは国内でバターもあわせてつくっておりまして、その生乳を節約することが可能となります。この結果、乳業におきましては、節約された生乳を使用することによって、新たに国産の小売り用バターを増産するということが可能となります。ALICでは乳業においてどれだけの輸入バラバターを自社で使って、どの程度小売り用バターの製造が可能となるのかというようなことを本年度中にヒアリングしていきたいと考えております。

私どもの説明は以上でございます。

金丸座長 ありがとうございます。

それでは、ただいまの御説明について、御意見、御質問がありましたら、お願いいたします。

では、本間専門委員、お願いいたします。

本間専門委員 御説明ありがとうございました。

需給を判断して基本的に年3回、基本的に輸入を実施するというのですが、一般方式とSBSの数量の決定について、具体的に今回の場合、特に、どのような判断でSBSの量を決めたのかということについて御説明いただければというのが1点。

もう一つは、決定してから具体的にユーザーの手に渡るまで、SBS方式でやった場合にどの程度の時間がかかると推定しているのか、その2点についてお聞かせいただければと思います。

金丸座長 お願いいたします。

農畜産業振興機構 まず、決定数量の話でございますけれども、需給関係はよくなっているということで、昨年度SBSは9,000トンあったわけですが、それよりは低い水準ということで見立ててございました。それとは別に、先ほど農水省から説明がございましたが、パラバターとして夏場の需要が不透明なところがある、生乳生産が落ちるということで、バッファー分として2,000トンパラバターを用意するということをあわせて考えてございました。したがって、基本的には4対6ということで、6割に相当するところをSBSで設定した上で、ただし、バッファー分としてパラバターは2,000トンそれに追加するというので、現在の27年度の私どもの資料でいけば1ページにある数量というものを設定したということになってございます。

実際に末端の事業者まで回るということですが、例えば小物バターということで2,000トン輸入したわけですが、これは渡そうと思えばすぐに渡せるものでございます。ただし、その出回り量が先ほどの12月11日までということで順次出回りの計画が私どもとして報告を受けていますので、8ページの表にありますような出回りの姿ではないかと思っております。ただし、この出回りの中には2次卸というような方に1回渡るものもございまして、昨日、洋菓子協会に聞いてみますと、末端の人は在庫を持ちたがりませんので、やはりその卸屋さんが需給を調整してくれて、最需要期が始まる11月に需要量のどんと大きな量を渡してもらおう。こういうような姿だと聞いてございます。

本間専門委員 もう一点。小物とバラの量の判断といいますか、バター不足が起こったのは別に数カ月前ということではなくて、もう1年以上前から相当に騒がれたといいますか、現場では相当不足している、あるいはスーパーからバターが消えたという現象が起こっているわけで、それに対して輸入を始めたということなのですが、バラから小物への切りかえの判断というのはどのように具体的に行ったのかということと、流通する場合にバラと小物で、小物はすぐに渡るといふ話ですが、そのタイムラグといいますか、それについて推定といいますか、どのように見ているか、お聞かせください。

金丸座長 お願いいたします。

農畜産業振興機構 昨年度までは完全にバラバターオンリーの輸入でございまして、今おっしゃられたようなバター不足というものに対応して、末端まで渡るものという道を開こうという考えでございました。そのタイミングとしては、まず輸入バターを使っていたかどうかというのを2月の輸入で280トンほど小物バターの輸入をして実際に使っ

てみるということをした上で、6月に改装用バターも含めて2,000トンという段取りを踏んでやったということです。私どものもくろみとしては、これは11月から始まるクリスマス需要期に向けての供給に間に合うようにというスケジュール感で、供給時間も考えてやっているつもりでございます。

金丸座長 それでは、ほかにはございますか。

林委員、お願いします。

林委員 ありがとうございます。

この問題、国民の注目も非常に高いと思いますので、なるべくわかりやすく教えていただければと思います。

まず、本日のこちらの資料にあります加工原料乳生産者補給金等の暫定措置法の件でございますが、昭和40年といえますと今から50年前の暫定措置法のもとに、この13条に基づいてカレント・アクセスの場合と追加輸入の場合の制度があると伺っております。この制度と今回のTPPの合意とはどのような関係で今後進んでいくのかということ国民にもわかりやすく1つ教えていただきたいと思います。

2点目ですが、この制度のもとで前回の資料によりますと、実際の輸入価格に関税がついて、さらにマークアップ価格がついて売り渡されると理解しております。本日の資料によりますと、平成26年はキロあたりマークアップは648円ということでございます。そうしますと、キロ当たりのトータルの価格のうち、もともとの輸入価格が幾ら、割合がどのくらいで、関税分がどのくらい、そしてマークアップが648円なのかという内訳を教えてくださいたいと思います。

その上で、ALICがマークアップで徴収する年間の総額が幾らなのか。そして、その総額のうち、何%が生産者への補給金として渡されているのか。何%がALICの活動費ないし人件費として使われているのかという点を教えてくださいたいと思います。

最後に、この50年間、補給金制度を続けても、生乳の生産量減少が続いているということから見て、補給金等暫定措置法の政策効果というものについてどのようにお考えなのかということをお願いいたします。

金丸座長 では、お願いいたします。

農林水産省 まず1点目のTPP合意との関係でございますけれども、簡単に今回の合意内容を御紹介させていただきますと、脱脂粉乳、バター、これにつきましては、新しく民間貿易によるTPP枠という輸入枠、低関税で輸入する枠を設けまして、こちらのほうで当初6万トン、6年目に7万トンにふえる枠を設けるということで合意がなされてございます。

これは現在、需給状況としますと、済みません、先ほどの6万トン、7万トンは生乳換算でございますが、追加輸入が2014年度は19万トン近く、2015年は15万6,000トンの追加輸入が行われている。その半分より少ないぐらいの量でございますので、現在行われている追加輸入の半分以下が新しいTPP枠による輸入に置きかわっていくものというように考えてございます。

そういった意味で、今後も補給金の仕組み、暫定法の仕組みについては、TPP合意後も有効に機能するものと考えてございまして、現在、国内生産があって、そして、カレント・アクセスで輸入があって、足りないときに追加輸入ということになってはいますが、今後は国内生産があって、カレントの輸入があって、そして、TPP枠での民間貿易の輸入があって、さらに足りなければ追加輸入という順序になってくると考えてございます。

金丸座長 内訳とか。

農畜産業振興機構 例えばこれは全体の平均でなくて申しわけないのですが、私どもの資料2 - 2の中に、4ページになりますけれども、一般入札の場合の輸入して入ってくるバターの価格というのは実際どのぐらいの価格だったのかというのが事例としての左側の公表していますというところの7番目が輸入したバターの全体の量、価格ではないのですが620円ぐらいの水準で入ってきたということです。

右側のものがそれを売った価格でございまして、落札価格平均ということで、これはトン当たりになっていますが、キロ当たりでいきますと1,250円ぐらいということでございます。この差額がマークアップ相当ということでございまして、先ほどの6ページに戻りますと、例えば昨年度でいけば640何がしかのマークアップが先ほどの輸入価格の621円相当に上乘せされて売られているというのが実態で、昨年度の姿でございまして。

もう一つ、その差額というのはどのように使われているのかということ。特に事業団の運営費としてどのぐらい使われているのかということがございまして、私どもマークアップというのは補給金等勘定という区分された経理の中で独立して運営が行われておりまして、その中に入ることになってございます。その勘定は収入と支出ということで計上されて、マークアップが収入ということではございまして、売り渡した代金が収入、買ったときの代金は支出という形になってございます。

その支出の内訳を申し上げますと、私ども昨年度が決算として出ているわけですが、補給金等勘定で全支出が516億6,000万円という水準で支出がされております。そのうちの47%が今度は新たに勘定の中で輸入乳製品を買わなければいけませんので、これが236億2,000万円、輸入製品の買入れ費として支出されている。残りになります、52%相当が、正確に言いますと268億相当が加工原料乳生産者補給金として支払われてございます。その差額が消費税であるとか、私どもの担当人件費であるとか、事務経費であるとか、バターそのものの保管経費というものが2.4%程度、実額としまして12億円ほど使われてございます。内訳を申し上げますと、実際の12億円の内訳としましては、大半は消費税というものを支払わなければなりませんので、それが9億5,000万円ぐらいで大半は消費税。人件費には1億6,000万円ほど使われております。あと保管料、事務費。昨年度は逼迫でしたので、保管はそんなに長く必要はございましてしたのでそれほどかかっていなくて、合わせて1億4,000万円ほどが保管料と事務費ということで使われております。大体内訳はそのようなことになってございます。

金丸座長 どうぞ。

農林水産省 3点目の制度の評価でございますけれども、50年という長い時間がたっておりますが、当初、この仕組みができたとき、昭和30年代の酪農と乳業の乳価をめぐる紛争が激しかった時代を背景にこの仕組みがつけられたということを前回もちりとお話をさせていただきました。そういった中で、酪農家が集団で需給調整に取り組んでくるといふ仕組みとして機能してきたということでございます。

少し歴史を振り返りますと、昭和40年代ぐらいは消費がどんどん伸びる時代でございます。それに合わせて生産のほうも伸ばしてきたという時代がございました。その後、我が国の高齢化等の進展の中で平成7～8年以降は、今度は消費のほうがだんだん減少する時代になってきて、これに対応するように生産のほうは集団的に管理していくというか、消費に合わせた生産をしていくというような時代に移り変わってございます。

そして、近年は、ここ2年、生産のほうの減少が消費の減少を上回って足りない時代ということになりまして、追加の輸入を大きくやるような時代になってきておるわけでございますけれども、こういった歴史的な変動の中でも、生乳需給というのは年ごとに大きく変動する部分がありまして、過去にも追加輸入した時期もございます。そういった意味で、短期的な需給の変動に生産者のほうが調整していくということ、もしくは必要によって国が追加輸入で補っていくこと。こういう中で国内の酪農が安定して続けていけるようにということで仕組みとしては機能してきたと評価しておりまして、そういった意味でこの仕組み、今後とも生乳というものの特性に基づいた仕組みとして必要なものと考えてございます。

金丸座長 ありがとうございます。

よろしいですか。では、浦野座長代理、お願いします。

浦野座長代理 私から、もう少し根本的な問題について再度、前回もお伺いしたのですが、質問したいと思っています。

細かなデータがなければ大ざっぱな言い方で結構なのですが、例えば北海道の生産者の生産性を1としたときに、世界的な生産性というのはどのぐらいなのか。そして、一方で、北海道以外の国内の生産者の生産性というのはどのぐらいなのか。この数字を1つお聞かせ願いたい。

今、全体的な農水省の施策としては、北海道以外の生産地も必要だと、あるいは残すべしというのかわかりませんが、その理由として、やはり生乳が、技術が進歩しているにもかかわらずまだまだ持ちが悪いという認識の中で多拠点が必要だということなのか、あるいは酪農業の持っている多面的機能ということも含めていろいろ考えたときに、これは多拠点が必要だとしているのか、その辺の理由をお聞かせ願いたいなど。もう本当に生産性だけのことについて言えば、例えば北海道に全部絞ったときにどのような展開が考えられるか。これは随分違った展開がされると思うのですが、北海道以外が残っている中で政策的な課題がいっぱい出てくると思うのです。ですから、その辺の抜本的なと

ころをお聞かせ願ったほうが、我々も規制改革という立場で御議論していくときにやりやすいと思うのです。そこがしっかりしていないと議論があちらに行ったりこちらに行ったりするものですから、改めてそこをお聞きしたいと思います。

金丸座長 それでは、お願いいたします。

農林水産省 まず我が国と主要国との生産コストの差ということでございますけれども、国によっても結構差があるので幾つか御紹介したいと思います。

日本全体平均でいきますと生産者の乳価は90円キログラムぐらいでございます。これに対してカナダは72円、米国は43円、EUも48円ということで、このあたりは近い数字。オーストラリアは46円ということ。ニュージーランドは、この年は為替の関係の影響もあるかもしれませんが、60円というのがついています。通常はニュージーランドが一番生産コストは安いと言われてはいますが、乳価の変動等によってこういったデータが出ている年があります。

北海道と都府県との生産コストの差でございますけれども、大体北海道で生産コスト八十数円とか、そういうレベルだと思いますけれども、それに2割強ぐらい、都府県のほうは余計かかっているぐらいに見ていただければいいと思います。そういった意味で、一方、北海道からお乳を都府県に運びますと、キログラム当たり20円ぐらいかかりますので、そういった意味ではほぼ均衡していると、予想コストを含めて考えれば均衡していると御理解いただければいいと思います。

この仕組みについてでございますけれども、我が国が飲用を中心に消費が行われている。その変動を乳製品で調整していくという生乳の需給構造があるわけです。そういった中で、この仕組みが今後とも必要な機能であるというように考えておるのですが、多面的機能との関係で申せば、北海道だけで酪農生産をするということになっても、北海道はなぜ生産コストが安いかということの背景の1つに、土地が広くて牧草地を持って、そこで自給飼料を手当てできるということが低コストの要因になっていますので、北海道の土地は限られていますので、やみくもに頭数をふやせるわけではない。今、北海道が5割ちょっとを上回る生産シェアになっていますけれども、これが倍にできるかというとなかなかそうはならないということで、国内に必要な生乳量を確保する上では、やはり都府県での生産ということも必要。かつ、流通コストというか、物流のコストを考えれば、消費地に近い都府県での生産ということも一定の合理性はあるものと考えてございます。

都府県の地域経済ということの中で考えれば、特に遠隔地、東北ですとか九州とか、こういうところになりますと生産コストも比較的安うございますし、そういったところの地域経済に占める酪農の意味というのも大きゅうございますので、多面的機能とおっしゃいましたけれども、そういった意味でも酪農生産を都府県において維持していくことも大事なことかなと考えてございます。

金丸座長 よろしいですか。

では、渡邊専門委員、お願いします。

渡邊専門委員 済みません、もう一つ基本的なところを教えてくださいなのですが、先ほど林委員からも御意見がありました国民にわかりやすいバター不足の説明ということで、先ほどの説明をお伺いしておりますと、生乳の需給からバターへの需給の御説明と伺いました。ここの中で1つ私が抜けているように感じたのは、バター製造に伴う物流収支でして、バターをつくれれば必ず脱脂乳ができるわけですね。そうすると、脱脂乳とか脱脂乳の需要がなくて値段が安いとバターの値段に転嫁せざるを得なくて、それがバター不足の原因になり得る。これは1つの仮説ですけれども、このように考えることもできるのですが、実際に例えば日本で脱脂乳の需要が少ないとか、あるいは十分に有るからバターはちゃんと国際的な価格でつくれるのであるとか、先ほど生乳の国際比較がありましたが、そこからつくるバターと脱脂乳の価格という面で日本では十分な脱脂乳の需要があるのか、ないのか。もしもないとしたら、それをふやすにはどうしたらいいのかとか、それを教えていただけると理解が進むので、よろしくお願いします。

金丸座長 お願いいたします。

農林水産省 御指摘のとおり、バターをつくりますと、その反対側に脱脂乳なり脱脂粉乳が生産されるという構造になってございますけれども、我が国には脱脂乳、脱脂粉乳とも堅調な一定の需要がございまして、現状で申しますと、バターの追加輸入も行ってございますけれども、脱脂粉乳の形での追加輸入もあわせて行っているということで、現状、生乳生産自体が足りないのでバターも脱脂粉乳も追加輸入しているという状況でございます。

渡邊専門委員 ありがとうございます。

金丸座長 ありがとうございます。

ほかにどなたかございますか。

北村専門委員、お願いします。

北村専門委員 先ほど御説明いただいたように、地域経済に与える影響もあるということ、私もそう思います。やはり各地で消費地の近いところで乳業を扱うということは價格的にも流通においても、鮮度においても、有利性はあると思うのですけれども、いかにせん流通全体で非常に難しいところがあるので、もう少し個人の輸入なりの販売方法とか、そういうところで消費者が搾りたてを飲めるようなシステムというようなところは今のところ全くお考えでないのか。かなり内地の農家でも、やはり50頭、70頭をしながらいろいろなものに挑戦されておられる方もおられますし、学校牛乳に直接絡んでいくようなこともかなり頑張っておられる。そういう方々の輪を広げていってとか、そういう方々をもっと地域で認めるとか、そういうことは今お考えでないでしょうか。

金丸座長 お願いいたします。

農林水産省 御指摘のとおり、酪農家の方々が消費者に直接新鮮なものを届けたいという思いは、特に都府県なり都市近郊を中心にある部分は強くありまして、我々、そこは昨年度、指定団体の仕組みの手直しを行ったのでございますけれども、その中でこういった

酪農家の方の6次産業化の取り組みを支援するような、より柔軟に認めていくような仕掛けの見直しを行ったところでございます。

具体的な例で申しますと、例えば牛乳を自分のところで加工して鮮度の高い牛乳としてお売りになる、産地指定でお売りになるとか、アイスクリームとかジェラートみたいなものをつくって、もしくはヨーグルトみたいなものをつくって消費者の方にお売りになる。また、チーズのような形に加工してお売りになるとか、こういったことが結構行われてございます。そういった牧場においては、一方で、消費者の方々の交流的な機能なども持たせて、酪農家に小学生とかが訪ねて、そこで牛はどうしてお乳が出るのとか、子牛が生まれないと出ないのだよとか、そういう酪農の基本的な部分についても交流の中で学んでいただきながら、商品も買っていただくというようなことをやっていらっしゃる進んだ酪農家もたくさんいらっしゃいます。そういったところを進めやすくなるような仕組みの見直しを昨年度行ったところでございまして、こういったところはますます広げていきたいと考えてございます。

金丸座長 ありがとうございます。

よろしいでしょうか。松本専門委員、何かありますか。

松本専門委員 酪農をやっていらっしゃる方とかといろいろ交流すると、非常にビジネスの自由度がない。私どもは一般、野菜とかをつくっていますけれども、どうも国の制度がかなり酪農の方たちを縛っていて、自由度のない物すごい選択制のないビジネス環境に追い込んでいるのは実は国の政策なのではないかなと。どうも上からお上が言うとおりにやればいいのだみたいな感じに酪農家の皆さんは翻弄されているかのような部分があって、もっと自由度、6次産業化と簡単におっしゃっているのですけれども、私は6次産業化を非常にネガティブに考えていまして、そう簡単な話ではないと思っていますし、もっと根本的な1次産業化もできていないのに6次産業化の議論をするというのは、非常にネガティブに考えているのです。

酪農の皆さんが産業化しない構造に非常に違和感を覚えます。この何回かの会議を聞いてみると、こういうバターの需給バランスが崩れて、昔はそういえば捨てていたよなとかというのを見ていると、同じ農業者の立場から見ると非常におかしなことがどうも今まで何回も説明を聞いていても腹に落ちない。だから、私は根本的な問題が、農水省も含めて酪農家の皆さんも含めて、考え方をゼロベースでもう一回いろいろ考えるという努力もしていただかないと、今の部分で問題がないのだというベースに立たれている印象を私は感じました。

岡議長 今の松本専門委員のご指摘と近いので途中で失礼します。先ほど日本の生産コストは平均90円で、外国は40円台、50円台だということですがけれども、私は農業はやりようによっては大変競争力のある産業になるのではないかとを期待しております。酪農については、90円対40~50円という格差はどうしようもないもので今後も変わらないという前提で国として保護し続けていかざるを得ないものなのか、あるいはやりようによっては競

争力のある産業になり得るのか、その辺のところをお聞きしたいと思う。

金丸座長 それでは、あわせてお願いいたします。

農林水産省 先ほど松本専門委員がおっしゃられたように、自由度がないというのは指定団体制度のことを指しておられるのだと思います。需給の調整を国全体でやっているというところに御不満の声がある。よく聞くと、こういうようにおっしゃられているのだと思います。

ただ、松本専門委員のお話の中にまさにございましたように、かつて過剰生産のときには、牛乳を捨てるとか、廃棄するとか、そういうことがございます。ことほどさように、牛乳は、酪農は気候に左右されやすい。暑ければ消費は伸びる。ただし、牛は乳を出さない。冒頭の説明でも申し上げましたけれども、非常に気候の変化によって大きく生産も消費も変わっていく、そして、牛乳は腐りやすいという性質を有する中で、そういうように過剰につくって捨ててしまうとか、そういうことのないように今の枠組みで私ども生乳の需給の調整をやらせていただいております。

だからといって硬直的に運用していいのかという問題がございます。つい先週金曜日、第5回目をやりましたけれども、私どもの生乳の取引のあり方、これについてももう少し自由度を増せないのかとか、そういう不断の見直しはやらせていただいているところですし、また、岡議長のお話の中にございました、酪農の最大のポイントというのはフレッシュな飲用乳を毎日消費者の方に届けられるというのが大きいのだらうと私は思っております。

日本もLL牛乳をつくりました。諸外国ではLL牛乳がかなり普及していると思いますけれども、日本も私が若いころはLL牛乳というのはロングライフミルク、相当チャレンジされましたけれども、どうしても好まれない。やはり日本の消費者の方は安心して安全なフレッシュな牛乳を求めるという中で、私ども酪農というのは土地利用型農業の代表の一つとして、日本の中で育てていく必要があるのだと思っております。

金丸座長 では、大いに可能性はあると思ってらっしゃるわけですね。

農林水産省 はい。

金丸座長 では、ほかに。滝委員、何かございますでしょうか。

滝委員 いいえ。

金丸座長 では、それ以外、渡邊さんもよろしいですか。

今、酪農家の皆様のあり方といいますか状況についての御質問もあったのですが、1人当たりの酪農家の方々の収入というのは幾らぐらいで、それを政府は所得を向上させると言っているわけですから、所得を向上させる施策というのはどんなことをお考えなのか、最後にお聞きして終わりたいと思うのです。手元にありますか。

農林水産省 すぐ出ます。済みません、お待ちください。

金丸座長 では、その間に別の質問をしておきます。

輸入の計画の見直しの時期というか、計画を立てる時期は1月と5月と9月になってい

ますね。この1月と5月と9月が、なぜ1月と5月、9月でいいのかももう一度お聞きしたいのと、それはこの間、洋菓子協会の方々からお聞きした中で、例えばきょうのお話にも出たのですけれども、例えば輸入のものというのは、小型バターについては12月11日までにマーケットに供給できるようにというお話が出たのですけれども、先般のお話だと、12月のピークの前に10月のハロウィンみたいなイベントが出てきたことからすると、今、特に東京ではその時にも新しい需要が生まれてきているという話だったので、1月、5月、9月というのはずっと固定なのですか。何十年もそうなのか、これから変える御予定があるのか、あるいはそれを見直す計画があるのかというのはいかがでしょうか。

農林水産省 これは固定的には考えておりません。どちらかというところと昨年、ことしと1、5、9でやってみた。細かく輸入時期の判断をやってみたということでございまして、いつ判断があるかわからないというところ、実業をやっておられる方も皆さんお困りになるので、1、5、9とルール化して、私ども決して固定的には考えておりません。前後することもあるかと思いますが、大体この辺の目安で、1月はカレント、5月は年内、9月は年度全体を見渡して、こういう目安で輸入するかしないか、そういうことを公表させていただきます。いつだろう、いつだろうというようなことで混乱を招かないように、このときになったらやるかやらないかは公表させていただきますということで、みずからに課しているルールと申し上げます。ですから、例えばチョコレートケーキをつくるのでバターをどんどん使いますとか、そういうところでバレンタインがまさにそうですけれども、そういうことであれば時期の見直しというのは、あるいは回数の問題については、私ども柔軟に考えております。

金丸座長 そこはフレキシブルにということですね。

では、お願いします。

農林水産省 お待たせしまして失礼しました。

酪農の農業所得を統計で見ますと、全国平均で平成25年、1戸当たり750万、大体2人ないし3人就業されているということでございます。北海道だけ見ますと998万5,000円ということで1,000万円ぐらいの所得、これを2～3人の労働力でということでございます。ちなみに、他の野菜などと比べますと、全国平均、野菜が262万ということでございますので、他の分野よりは所得は上がっており、専業率も高い分野であると考えてございます。

こちらに所得向上の戦略でございますけれども、まずは酪農の生産性向上。労働力過剰とか、餌が高いとか、こういったところは課題がございますので、省力化の推進でございますとか、ロボットの導入も含めて、餌の自給飼料の確保。高いトウモロコシではなくて国産の餌を使っていくというような努力、こういったことを通じて生産性向上を図っていくということと、もう一つは、先ほどもお話がございましたような、いわゆる6次産業化ということの中でいろいろな意味で農業所得、関連所得を上げていくということで経営を発展させていく、こういった方向性を基本的に考えてございます。

浦野座長代理 済みません、今の数字ですけれども、それはいわゆる粗利益ということ

ですか。そうではなくて、売り上げですか。

農林水産省 売り上げではなくて所得そのもの。

岡議長 売上げからコストを引いた残りですね。

農林水産省 はい。

金丸座長 どうぞ。

農林水産省 補足させていただきますと、所得が多いように見えますけれども、実際に酪農家の方の労働時間、非常に多うございます。しかも拘束時間というか、朝晩、朝夕、搾って、そして今の時期ですともう大分終わりかけですけれども、夏の時期になると、これに加えて1年分の餌をみずから生産しなければならない。非常に労働過多。そういうものであるということはつけ加えさせていただきたいと思えますし、こういった中で先ほど冒頭御説明申し上げましたけれども、ことしは生乳生産量、昨年に比べて増加しております。こういう苦しい中で生乳生産をふやしていただいているということで、ずっと戸数は減少してまいりましたけれども、先ほど牛乳・乳製品課長のほうから申し上げましたように、できるだけ労働が過重になっている部分の作業を外部化する。毎日搾って、2回搾って、そして餌も自分でつくるというのではなくて、そういうのは外部化して、コントラクターにお願いするとか、あるいはもっと進んで給食センターみたいなものをつくって、それで高品質のものをみんなまとめてつくりますとか、そういった取り組みによって、できるだけ酪農が魅力的なものになるように、今、搾乳ロボット等もございます。朝晩自分で搾らなくても1日3回、ロボットが搾ってくれるとか、資本投資は大きいですがけれども、そういうのをどんどん使っていくって、魅力ある酪農にしていくのがこれからの目標かなと思っております。

金丸座長 ありがとうございます。

それでは、皆さん、ほかによろしゅうございますか。

事務局も何かないですか。よろしいですか。

それでは、ありがとうございました。本日は農林水産省と農畜産業振興機構からバターの輸入の実務や国内流通のより具体的な状況等について御説明をいただきました。

本日の内容を踏まえた上で、さらに議論を深めてまいりたいと思えます。それでは、本日はお時間になりましたので、以上とさせていただきます。本日はどうもありがとうございました。